

(証券コード：9446)  
(発送日) 2023年5月11日  
(電子提供措置の開始日) 2023年5月9日

株 主 各 位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号  
株式会社サカイホールディングス  
代表取締役社長 朝 田 康二郎

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9446/23983664/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「サカイホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「9446」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面またはインターネットにより2023年5月30日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権行使書に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成と取り扱わせていただきます。

**株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、今回よりご用意しておりませんので何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年5月31日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）  
株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 取締役2名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項、修正後の事項を掲載させていただきます。

### 〈ご来場される株主様へのお願い〉

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の対策を行いますので事前にご了承くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

- ◎ ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策へのご配慮をお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（入場数制限のため入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様にご入場をお断りすることや退場をお願いすること、会場内でマスクを着用すること等）を講じる場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 〈当社の対応について〉

- ◎ 感染拡大防止のため、会場内は座席の間隔を広げ、着席可能な座席数を大幅に減らして運営を行います。
- ◎ 当社株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ◎ 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。手指のアルコール消毒にご協力ください。
- ◎ 受付の際、検温をお願いいたします。万一、検温の結果37.0℃を超える株主様につきましては、誠に恐縮ですがご出席を見合わせていただくこととなりますので、予めご了承くださいませよう重ねてお願い申し上げます。

### 〈招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）〉

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



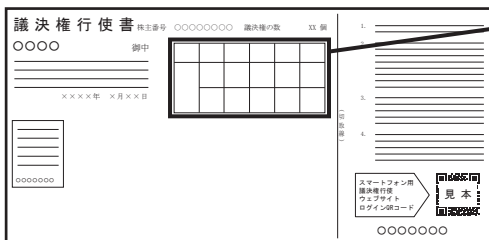
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年 5月31日 (水曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)</p>	 <p><b>書面 (郵送) で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年 5月30日 (火曜日) 午後 6時30分到着分まで</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年 5月30日 (火曜日) 午後 6時30分入力完了分まで</p>
--	--	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号: ○○○○○○○○ 議決権の数: 10 票

○ ○ ○ ○ 印中

× × × × 年 × 月 × × 日

○○○○○○○

スマートフォン用  
議決権行使  
アプリ  
ログインIDコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

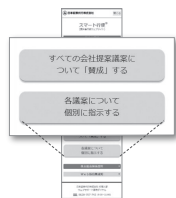
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

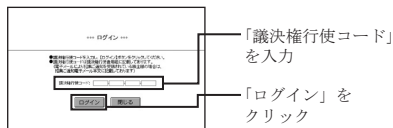
## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

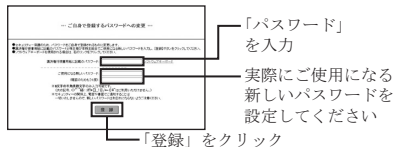
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】0120 (707) 743

受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役2名選任の件

経営体制とコーポレート・ガバナンス体制の強化のため、本総会において取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	みやた けいいちろう 宮田 圭一郎 (1965年12月9日)	1988年 4月 株式会社セントラルファイナンス（現SMBC ファイナンスサービス株式会社）入社 2009年 4月 株式会社セディナ（現SMBCファイナンスサ ービス株式会社）経営企画部主査 2011年 6月 同経営管理部主査 2014年 4月 同内部統制推進部主査 2020年10月 同経理部財務統制グループ長 2021年 1月 同財務管理部決算企画グループ主席 2022年10月 株式会社サカイホールディングス入社 経理部長（現任） 2022年12月 株式会社セントラルパートナーズ 取締役 （現任） 2022年12月 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社セントラルパートナーズ 取締役 エスケーアイマネジメント株式会社 取締役	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	ほう しゅん 鮑 俊 (1989年8月17日)	2018年 9月 株式会社光通信アライアンス・未上場管理 事業部入社 2019年 6月 株式会社コネクトエージェンシー 取締役 (現任) 2019年 9月 株式会社レオコネクト 取締役(現任) 2020年 1月 株式会社光通信ファイナンス部 統括部長 2020年10月 株式会社HBDファイナンス部入社 統括部長 (現任) 2021年11月 株式会社FW 取締役(現任) 2022年 6月 株式会社エフティグループ 取締役(現任) 2023年 4月 株式会社DREAMBEER 取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社レオコネクト 取締役 株式会社コネクトエージェンシー 取締役 株式会社FW 取締役 株式会社エフティグループ 取締役 株式会社DREAMBEER 取締役	一株

- (注) 1. 各候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 鮑俊氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要  
 鮑俊氏は企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。
5. 責任限定契約について  
 当社は社外役員と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。本総会において、鮑俊氏が選任された場合、鮑俊氏との間で本契約を新たに締結する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約について  
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 独立役員について  
 鮑俊氏が選任された場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

2022年12月22日開催の当社第32回定時株主総会において監査役に選任された尾関信也氏は、同年12月23日をもって辞任しており、権利義務監査役となっておりますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時期までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いとう ゆうすけ 伊東 祐介 (1982年 3月21日)	2005年 4月 株式会社NTTドコモ九州 (現NTTドコモ) 入社 2013年12月 弁護士登録 2014年 1月 鳥飼総合法律事務所 入所 2015年 9月 株式会社日本政策投資銀行 出向 2017年 1月 株式会社東京証券取引所 入社 2021年 7月 鳥飼総合法律事務所 復帰 2023年 4月 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 IPO部門責任者(現任) 2023年 4月 株式会社グッドニュース 社外監査役就任(現任) [重要な兼職の状況] 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 IPO部門責任者 株式会社グッドニュース 社外監査役	一株

(注) 1. 伊東祐介氏は新任候補者であります。

2. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 伊東祐介氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由

伊東祐介氏は、直接的に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の経験に基づく、専門的見地と豊富な識見から適切な監査をいただくことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 責任限定契約について

当社は社外役員との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。本総会において、伊東祐介氏が選任された場合、本契約を新たに締結する予定であります。

6. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。伊東祐介氏が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

取締役・取締役候補者及び監査役・監査役候補者の主たる経験分野・専門性は以下のとおりです。

取締役・取締役候補者及び監査役・監査役候補者の主たる経験分野・専門性

スキル	企業経営	マーケティング・営業	ファイナンス・財務	IT・DX	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	グローバル経験	ESG・サステイナビリティ
役員情報								
朝田康二郎 現任 代表取締役	○	○		○				
漆原秀一 現任 取締役			○			○		
片山義浩 現任 社外取締役	○	○	○		○		○	
宮田圭一郎 新任 取締役			○	○	○	○		
鮑俊 新任 社外取締役	○	○	○					
櫻井裕美 現任 常勤監査役		○	○					
後藤康史 現任 社外監査役	○		○			○	○	
伊東祐介 新任 社外監査役					○	○		○

(注) 1. 本総会第1号議案及び第2号議案を原案どおり、ご承認いただいた場合に予定しているものです。

2. 取締役候補者及び監査役候補者の指名にあたっては、透明性、公平性、客観性を一層高めるため、社外役員を議長とし、社外役員が半数を占める「指名報酬諮問委員会」における審議を経ております。



### 第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社グループの業績向上と企業価値増大に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行し、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に付与する新株予約権については、会社法第361条に定める報酬等に該当いたします。当社は、2020年12月25日開催の第30回定時株主総会において、取締役報酬については年額3億5千万円以内（うち社外取締役7千万円以内）とする旨ご承認いただき、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認をお願いするものであります。

なお、本総会で取締役選任の第1号議案が可決された場合の取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。また、本議案における割り当てられる新株予約権の数、その他の新株予約権の内容等は、上記の目的、昨今の経済情勢等を含めた当社の業況、その他諸般の事情を考慮して決定されたものであり、相当であると考えております。

#### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上と企業価値増大に向けた貢献意欲をより一層高めることを目的とし、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行するものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員

#### 3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式305,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

305,000個を上限とする。なお、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に割り当てる数は当該上限の範囲内とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値、又は割当日の終値（当日に取引が成立しなかった場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のうち、いずれか高い方の額に1.05を乗じた金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じる場合は1円未満の端数を切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得条項

以下の場合において、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

1. 当社が消滅会社となる合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転に関し当社株主総会の承認決議がなされた場合。
2. 新株予約権の行使の条件やその他の要因等により本新株予約権の全部又は一部の行使が可能と見込めない場合。
3. 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄又は返還等の意思を示した場合。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1.に記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)及び(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)に準じて決定する。

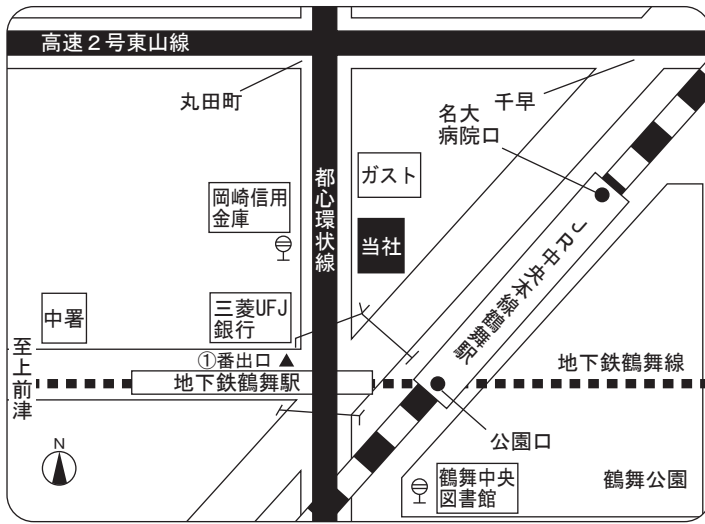
- ⑤ 新株予約権を行使できる期間  
前記(5)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記(9)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項  
前記(7)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以 上





# 株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス 本社5階会議室  
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケイファーストビル）  
電話 052-262-4499

## 経路のご案内

### 〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)—————徒歩5分

JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)—————徒歩5分

### 〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車

名駅・栄方面よりお越しの方—————バス停より北へ徒歩5分

新瑞橋・高辻方面よりお越しの方——バス停より向かいへ徒歩5分

## お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。